

意見書案第4号

新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な情報開示を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年9月9日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 本 田 和 成

” ” 遠 山 智恵子

新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な情報開示を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は、昨年の5類感染症移行後も、発熱外来の予約を取る必要が多々あり、受診控えが起きたりしています。また、抗ウイルス薬の自己負担軽減や診療報酬の特例の経過措置が本年3月31日に打ち切られて以後、新型コロナウイルスの経口抗ウイルス薬は、処方1回当たり3万円程度の窓口負担が発生し、インフルエンザの抗ウイルス薬と比較して非常に高額となっています。そのため、抗ウイルス薬の処方を希望しても高額のため処方を避けてしまうことが生じています。また、新型コロナワクチンについても、予防接種健康被害救済制度の認定数が急増しています。リスクの情報公開が十分ではなく、そのため集団訴訟も起きています。

秋から始まる新型コロナワクチン定期接種においては、接種を希望する方が適切に判断できるようにリスクとベネフィットの情報提供を十分に行う必要があります。

誰もが希望する必要な医療を提供し命と健康を守るため、下記の事項を要請いたします。

記

- 1 新型コロナウイルス治療薬の自己負担への助成を行うこと。
- 2 新型コロナワクチンの有効性、安全性について、新たな知見・エビデンスも含めて情報開示を行うこと。
- 3 新型コロナワクチンの副反応についての原因究明と被害者救済に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

意見書案第5号

救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年9月9日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 本 田 和 成

” ” 遠 山 智恵子

救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書（案）

本年7月26日に大井川茨城県知事が、不要不急な救急車利用を減らすため、緊急性がない搬送だったと病院が判断した場合、救急時でも「選定療養費」を徴収する仕組みについて、本年12月1日からの運用を目指すと発表しました。選定療養費は、医療機関の機能分担と業務連携を推進し、初期治療は地域の診療所や医院で行い、高度医療は大病院で行うという役割分担を促進するために設けられました。

救急搬送時の選定療養費徴収が運用された場合、費用が発生する懸念から緊急時に救急車の利用をためらうケースが増加すること、選定療養費の徴収に当たっては医師の判断となるため患者間での公平性が保たれないことも生じます。

また、茨城県の医療状況は、10万人当たりの一般診療所数、医師数及び看護師数が全国平均を大きく下回っており、医療体制は充実していません。また、地域による医療機関の格差も非常に大きくなっています。

茨城県が行わなければならないことは、医療体制の拡充、医療機関や医療従事者への支援、消防救急体制の拡充や支援であると考えます。

誰もが必要な医療が受けられ命と健康を守るため、下記の事項を要請いたします。

記

- 1 救急搬送時の選定療養費徴収の運用について撤回をすること。
- 2 医師や医療従事者の確保を十分に行うこと。
- 3 医療機関や医療体制の拡充に対し十分な支援を行うこと。
- 4 救急車の増備や消防士（救急救命士）の確保への支援を十分に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】茨城県知事

意見書案第6号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年9月24日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 総務文教常任委員会

委員長 鈴木 三 男

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣